

京都市告示第113号

京都市児童福祉センター条例（以下「条例」という。）第1条第13項及び第14項に規定する京都市児童療育センターについて、条例第4条の規定に基づき、次のとおり受付時間及び休所日を変更します。

令和4年5月2日

京都市長 門川大作

1 施設概要

(1) 名称

京都市児童療育センター（旧相談・診療部門スペースを除く）

（愛称：きらきら園，あおぞら教室）

(2) 所在地

京都市伏見区深草西浦町六丁目65番地

(3) 実施事業

条例第2条第5号に規定する事業

2 変更部分

条例第4条に掲げる受付時間及び休所日の部分

3 変更内容

（受付時間の変更）

受付時間を午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、開所する土曜日及び日曜日は午前8時30分から午後2時30分までとする。

（休所日の変更）

令和4年

4月9日（土）、5月14日（土）、6月12日（日）、6月19日（日）、7月30日（土）、8月6日（土）、9月10日（土）、10月8日（日）、11月6日（日）、11月13日（日）、12月10日（土）

令和5年

1月14日（土）、2月25日（土）、3月18日（土）を開所する。

4 変更期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）